

流山市健康都市プログラムの策定について（案）

1 流山市健康都市プログラムの位置付け

流山市健康都市プログラムは、市民の健康の実現のために、これまでのように保健・医療分野での取り組みだけでなく、環境や福祉・教育・社会・文化・スポーツなど、都市のあらゆる分野で健康づくりのための取り組みが必要であるという健康都市の理念を実現すべく、平成20年度に策定されました。

流山市健康都市プログラムは、流山市健康都市宣言の理念に基づいて策定し、流山市総合計画の個別計画として位置付けられています。

2 計画の期間

新たに策定する流山市健康都市プログラムの計画期間は流山市総合計画（20か年、平成12年度～平成31年度）の後期基本計画（10か年、平成22年度～平成31年度）と同期間とし、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画とします。

3 策定方針

少子高齢社会を迎え、生涯のなかで健康に生活ができる健康寿命の延伸が自治体の共通の課題となっており、市民の健康を市政の柱として推進する健康都市の考え方は、ますます重要性を増しています。

平成20年7月に策定した流山市健康都市プログラムは、健康増進を従来のように保健・医療分野だけで推進するのではなく、環境・まちづくり・福祉・教育・地域社会・文化・スポーツなど、幅広い分野の参加と連携を通じて、都市全体で実現していくというWHO（世界保健機関）が提唱している健康都市の理念に基づいて、健康都市施策を推進し、流山市民の健康で豊かな暮らしづくりを推進することを目的として策定されました。

今回新たに策定する流山市健康都市プログラムでは、流山市独自の課題や特徴を踏まえ、これまで実施してきた施策を健康施策として体系付けていくとともに、平成20年度に策定した流山市健康都市プログラムに掲げたリーディングプランや重点施策を振り返りながら、新たな流山市健康都市プログラムを策定するものです。

4 策定体制

(1) 流山市福祉施策審議会

本市の附属機関である福祉施策審議会に流山市健康都市プログラムの策定について諮問し、計画の策定状況に応じて開催し、審議会の意見を反映しながら流山市健康都市プログラムの策定を推進し、審議会の答申を経たのちに策定します。

(2) パブリックコメントの実施

各公共施設における素案の縦覧、広報ながれやま、市ホームページへの掲載によるパブリックコメントを実施し、市民の意見を聴取し健康都市プログラムに反映します。

(3) 広報について

広報ながれやま、市ホームページ等の活用を図り、広報を図ります。